

政令第九十五号

農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う

関係政令の整備等及び経過措置に関する政令

内閣は、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）の施行に伴い、並びに同法附則第十一条及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備等（第一条―第十四条）

第二章 経過措置（第十五条）

附則

第一章 関係政令の整備等

（青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令の廃止）

第一条 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行令（平成七年政令第二十一号）

は、廃止する。

(土地改良法施行令の一部改正)

第二条 土地改良法施行令(昭和二十四年政令第二百九十五号)の一部を次のように改正する。

第一条の七の見出し中「農地保有合理化法人、」を削り、同条中「農地保有合理化法人(」を「農地利
用集積円滑化団体(」に、「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。以下同じ。)、農地利
用集積円滑化団体(同法第十一条の十二)」を「第十一条の十四」に、「第四条第二項第一号」を「第四条
第三項第一号ロ」に改める。

第七十七条中第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り上げる。

第七十八条第一項第十号中「第九号」を「第八号」に改める。

(農地法施行令の一部改正)

第三条 農地法施行令(昭和二十七年政令第四百四十五号)の一部を次のように改正する。

第三十五条第一項中「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人、同法第十一条の十二」を「第十
一条の十四」に改める。

(農業近代化資金融通法施行令の一部改正)

第四条 農業近代化資金融通法施行令(昭和三十六年政令第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第一号中「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第四条第四項」を「農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第十四条の五第一項」に、「同法第二条第二項」を「同条第二項」に、「就農する」を「同法第十四条の四第二項第三号の措置を行う」に改める。

(司法書士法施行令の一部改正)

第五条 司法書士法施行令(昭和五十三年政令第三百七十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「農地保有合理化法人(」を「農地利用集積円滑化団体(」に、「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。第七号において同じ。)、農地利用集積円滑化団体(農業経営基盤強化促進法第十一条の十二」を「第十一条の十四」に、「第四条第二項第一号」を「第四条第三項第一号ロ」に、「第八号」を「第七号」に、「第十五号」を「第八号及び第十五号」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 農業経営基盤強化促進法第七条各号に掲げる事業 農地中間管理機構

(土地家屋調査士法施行令の一部改正)

第六条 土地家屋調査士法施行令(昭和五十四年政令第二百九十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「農地保有合理化法人(」を「農地利用集積円滑化団体(」に、「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人をいう。第七号において同じ。)、農地利用集積円滑化団体(農業経営基盤強化促進法第十一条の十二」を「第十一条の十四」に、「第四条第二項第一号」を「第四条第三項第一号」に、「第八号」を「第七号」に、「第十五号」を「第八号及び第十五号」に改め、同条中第七号を削り、第八号を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 農業経営基盤強化促進法第七条各号に掲げる事業 農地中間管理機構

(農業経営基盤強化促進法施行令の一部改正)

第七条 農業経営基盤強化促進法施行令(昭和五十五年政令第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「第三十四条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条第二項及び第三項中「農地保有合理化法人」を「農地中間管理機構」に改め、同条を第十二条とする。

第八条中「第三十三条第二項」を「第二十九条第二項」に、「行い」を「行い、」に改め、同条を第十条とする。

第七条第二号中「農用地利用規程に」を「当該農用地利用規程に」に改め、同条を第十条とし、第六条を第九条とし、第五条を第八条とし、第四条を第七条とする。

第三条中「場合で」を「場合であつて、」に改め、同条を第六条とし、第二条の二を第五条とする。

第二条の次に次の二条を加える。

(融資機関)

第三条 法第十四条の六第一項第二号の政令で定める金融機関は、銀行、信用金庫、信用協同組合及び農林中央金庫とする。

(政府が行う利子補給に係る利子補給契約の締結)

第四条 株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫は、政府と法第十四条の九第一項に規定する利子補給契約を結ぼうとするときは、農林水産大臣（沖縄振興開発金融公庫にあつては、内閣総理大臣。以下この条において同じ。）の定めるところにより、当該利子補給契約に係る法第十四条の六第一

項各号の貸付けの貸付予定額その他の事項を記載した契約申込書を農林水産大臣に提出しなければならない。

附則第三項を次のように改める。

- 3 第四条の規定は、政府が株式会社日本政策金融公庫又は沖縄振興開発金融公庫と法附則第八項に規定する利子補給契約を結ぶ場合について準用する。この場合において、同条中「第十四条の六第一項各号」とあるのは、「附則第八項」と読み替えるものとする。

附則に次の二項を加える。

- 4 法附則第十三項及び第十五項の政令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

- 二 その生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他相当な機関から受けた者

- 5 法附則第十三項の政令で定める日は、平成二十七年三月三十一日とする。

別表第一中「第三条関係」を「第六条関係」に、「併せて」を「併せて」に改める。

別表第二中「第九条関係」を「第十二条関係」に、「第四条第二項第二号」を「第七条第二号」に、「第四条第二項第三号」を「第七条第三号」に改める。

(農住組合法施行令の一部改正)

第八条 農住組合法施行令(昭和五十六年政令第百七十号)の一部を次のように改正する。

第五条の表第百一条第二項、第百二条第二項及び第四項並びに第百十八条第三項の項中欄中「省令」を「農林水産省令」に改め、同表第百八条第一項の項中「農地保有合理化法人」を削り、「農地利用集積円滑化団体」の下に「農地中間管理機構」を加える。

(独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部改正)

第九条 独立行政法人農業者年金基金法施行令(平成十五年政令第三百四十三号)の一部を次のように改正する。

第五条第二号二中「第三十条第三項第一号」を「第三十二条第一項第一号」に、「農業委員会の指導」を「利用意向調査」に改める。

(郵政民営化法施行令の一部改正)

第十条 郵政民営化法施行令(平成十七年政令第三百四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十六号を次のように改める。

十六 削除

(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正)

第十一条 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令(平成二十三年政令

第一百十二号)の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第七号中「昭和四十四年法律第五十二号)第二条第二項、」を「昭和四十四年法律第五十二号)第二条第二項又は」に改め、「又は青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法(平成七年法律第二号)第五条第一項若しくは第十七条第一項」及び「又はセンター」を削り、同条第二項第七号中「漁業近代化資金、」を「漁業近代化資金又は」に改め、「又は青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第二条第二項に規定する就農支援資金」を削る。

(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等)

関する政令の一部改正)

第十二条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成二十三年政令第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第四項中「第十一条第四項、第十四条第五項及び第十八条第五項」を「第十条第四項、第十三条第五項及び第十七条第五項」に改める。

第十条を削り、第十一条を第十条とし、第十二条から第十八条までを一条ずつ繰り上げる。

（旧農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令の一部改正）

第十三条 独立行政法人農業者年金基金法（平成十四年法律第二百二十七号）附則第六条第三項の規定によりなおその効力を有するものとされた農業者年金基金法施行令等の一部を改正する等の政令（平成十三年政令第三百六十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十四条第三号中「第八条第一項に規定する農地保有合理化法人、同法第十一条の十二」を「第十条の十四」に、「第四条第二項第一号」を「第四条第三項第一号ロ」に改める。

（旧独立行政法人緑資源機構法施行令の一部改正）

第十四条 独立行政法人森林総合研究所が行う特例業務に関する政令（平成二十年政令第百二十八号）第三条の規定によりなおその効力を有するものとされた独立行政法人緑資源機構法の廃止に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十年政令第百二十七号）第一条の規定による廃止前の独立行政法人緑資源機構法施行令（平成十五年政令第百三十八号）の一部を次のように改正する。

第三十一条の表第百十八条第五項の項中「、農地保有合理化法人」を削る。

第二章 経過措置

第十五条 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）の施行の日から平成二十七年三月三十一日までの間は、改正法第二条の規定による改正後の農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第五十二条の二第一項中「作成するものとする」とあるのは「作成することができる」と、同法第五十二条の三第一項及び第二項中「公表するものとする」とあるのは「公表することができる」とする。

附 則

（施行期日）

第一条 この政令は、改正法の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（農業近代化資金融通法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条 この政令の施行の日（以下「施行日」という。）前に貸し付けられた農業近代化資金及び施行日前に改正法附則第八条第一項に規定する旧就農促進法第四条第一項の認定を受けた者（改正法附則第八条第三項に規定する施行日以後の認定を受けた者を含む。）に対して施行日以後に貸し付けられる農業近代化資金についての農業近代化資金融通法（昭和三十六年法律第二百二号）第二条第三項第二号の政令で定める期限については、なお従前の例による。

（司法書士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条 第五条の規定による改正後の司法書士法施行令（次項において「新司法書士法施行令」という。）

第四条（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、旧農地保有合理化法人（改正法附則第三条に規定する旧農地保有合理化法人をいい、同条及び改正法附則第四条第一項の規定によりなお従前の例により改正法附則第三条に規定する旧農地保有合理化事業（以下「旧農地保有合理化事業」という。）を行うものに限る。次項及び次条において同じ。）は、同号に定める農地中間管理機構とみなす。

2 新司法書士法施行令第四条（第八号に係る部分に限る。）の規定の適用については、改正法附則第三条及び第四条第一項の規定によりなお従前の例により行われる旧農地保有合理化事業は同号に掲げる事業とみなし、旧農地保有合理化法人は同号に定める者とみなす。

（土地家屋調査士法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条 第六条の規定による改正後の土地家屋調査士法施行令（次項において「新土地家屋調査士法施行令」という。）第四条（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、旧農地保有合理化法人は、同号に定める農地中間管理機構とみなす。

2 新土地家屋調査士法施行令第四条（第八号に係る部分に限る。）の規定の適用については、改正法附則第三条及び第四条第一項の規定によりなお従前の例により行われる旧農地保有合理化事業は同号に掲げる事業とみなし、旧農地保有合理化法人は同号に定める者とみなす。

（独立行政法人農業者年金基金法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 施行日前に改正法第二条の規定による改正前の農地法第三十条第三項の規定による農業委員会の指導を受けた者についての特例付加年金の支給停止については、第九条の規定による改正後の独立行政法人

農業者年金基金法施行令第五条第二号ニの規定にかかわらず、なお従前の例による。

（郵政民営化法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第六条 改正法附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧就農支援資金（同項に規定する旧就農支援資金をいう。次条において同じ。）の貸付けについては、第十条の規定による改正前の郵政民営化法施行令第四条第一項（第十六号に係る部分に限る。）の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」とあるのは、「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第四条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」とする。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第七条 改正法附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる旧就農支援資金の貸付けについては、第十一条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第三十七条第一項（第七号に係る部分に限る。）及び第二項（第七号に係る部分に限る。）

の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第一項第七号中「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第四条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」と、同条第二項第七号中「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」とあるのは「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律附則第九条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第四条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」とする。